

定 款

一般社団法人日本型枠工事業協会

平成25年5月30日制定

一般社団法人日本型枠工事業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本型枠工事業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、型枠工事業者の経済的地位の向上を図るとともに、施工技術の改善を促進し、もって型枠工事業の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 型枠工事業の労務対策に関する調査研究
- 二 型枠工事業の労働災害防止に関する調査研究及び指導
- 三 型枠工事業に従事する者の技術、技能の育成及び福利厚生に関する調査研究及び指導並びに事業
- 四 型枠工事に関する技術の改善及び資材の調査研究並びに事業
- 五 型枠工事業に関する情報の収集及び交換
- 六 技能検定試験並びに建築士、建築施工管理技士及び建設業経理士試験実施の協力
- 七 第1号から第6号までの事業に係る受託事業
- 八 機関誌及び図書の刊行
- 九 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本協会に、本協会の目的及び事業に賛同して入会した次の会員を置く。

- 一 正会員 建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けて型枠工事業を営む者
- 二 賛助会員 建設資材及び機器の製造業若しくは販売業を営む者又はこれらの者が組織する団体（法人でないものにあつては、その代表者）
- 三 特定会員 本協会が行う特定の活動に参画することを目的として入会する者で、本協会の「入退会及び会費に関する規程」に定める者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会費納入義務の履行は、これを免れない。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議に基づいて当該会員を徐名することができる。この場合においては、当該会員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本協会の定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき。
- 二 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。ただし第5条第1項第3号の会員は第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 会員である法人の解散、事業所の閉鎖又は個人が死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 本協会は、既納した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総 会

(種 別)

第12条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前条の総会をもって法人法上の社員総会とし、定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任及び解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の末日から3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会長は、次の事項を記載した書面をもって、総会の2週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項
- 三 その他法令で定められた事項

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、その総会において出席正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行うこととし、理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

ただし、議決権行使書面による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員を選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、総会において議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括し

て決議することを出席している正会員に諮り、それに異議が出ない等のときは、一括して決議することができる。

(代理人や書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的な方法によって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

一 理事 50名以上75名以内

二 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を会長、3名以上12名以内を副会長、1名を専務理事、15名以上35名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、会員の代表者又はその他役職員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要に応じ学識経験者を会員外から選出することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織する。
- 6 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その額については、総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(顧問及び相談役)

第29条 本協会に、任意の機関として、顧問及び相談役をそれぞれ5名以内置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

一 会長の相談に応じること。

二 総会、理事会及び常任理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長をもってこれに当てる。ただし、会長に支障があるときは、出席した理事の中から選出する。

4 監事は、理事会に出席し、法令に基づき必要があると認めるときは、理事会に報告し、又は意見を述べなければならない。

5 顧問及び相談役は、理事会の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

一 本協会の業務の執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く

理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 支部、常任理事会、委員会

(支部)

第35条 本協会に、会員との連絡調整を円滑に行うため支部を置く。

(常任理事会)

第36条 本協会に、任意の機関として常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事で構成する。
- 3 常任理事会は、本協会の運営及び事業の執行に係る参考意見を理事会に提出する。

(委員会)

第37条 本協会は、第4条に規定する事業を分担するため、任意の機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、総会、理事会又は支部の推薦により会員の代表者又は役員の中から会長がこれを委嘱する。ただし、必要に応じ学識経験者を会員外から委嘱することができる。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な使用人は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の決議を経て、会長が

別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第39条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- 四 許可、認可等及び登記に関する書類
- 五 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- 六 財産目録
- 七 事業計画書及び収支予算書
- 八 事業報告
- 九 貸借対照表
- 十 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 十一 監査報告
- 十二 その他法令で定める書類及び帳簿

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければ

ならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

一 監査報告

第10章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第44条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金）

第45条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第46条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(細 則)

第48条 この定款で定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は 三野輪賢二 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改定記録

2017年5月30日	理事数の変更、役職人数の変更に伴う改定（第22条）
2019年5月30日	特定会員の規定新設に伴う改定（第5条、第7条、第8条、第10条）